

「あいち森と緑づくり事業計画」(案) に対する意見の概要と県の考え方

番号	意見の概要	県の考え方
1	道路沿いで枯れ松等が増えており、強風の後に倒木となり停電・通行止めになるケースが頻発していることから、このような危険木処理を行えるようにすることを要望する。	防災・減災の観点から、人工林の間伐は、道路沿いや集落周辺、河川沿いを重点的に実施していきます。事業の実施にあたっては、事業効果を高めるため、危険木の処理等と一体的に実施することを検討します。
2	保安林と高齢林を除くと事業対象地が限られる地域特性から、「人工林整備事業」対象地の要件緩和を要望する。	まずは、人工林の生育段階である 16～60 年生の間に、適切な間伐を行うことが、健全な森林の育成に必要なと考えています。現在、県内には、間伐の必要な 16～60 年生の森林が約 6 万 ha あると見込んでおり、これらを優先的に間伐する計画としております。
3	安全・安心な県土づくり、ならびに自然と共生した持続可能な林業を進めるにあたっては、災害リスクの高い急斜面、水辺の生態系との関わりが深い畦畔、林業に不適な条件下にある一部の人工林は、積極的に自然林に再生していく方が良い。	御意見のとおり、条件の悪いところ等では自然な状態に近い森林にすることは大切だと考えます。但し、急激に森林環境を変えることは生態系などに悪影響を及ぼすことから、まずは、林業活動では整備が困難で、手入れの遅れているスギ・ヒノキ人工林の間伐を、県が主体となって進め、自然植生の導入を図り針広混交林に誘導するなど、森林が持つ水源かん養や災害防止、生物多様性などの公益的機能を適切に発揮させることを目指してまいります。

番号	意見の概要	県の考え方
4	60 年生以上でも間伐しなければならない森林が多くあるにも関わらず、なぜわざわざ制限するのか。	まずは、人工林の生育段階である 16～60 年生の間に、適切な間伐を行うことが、健全な森林の育成に必要なだと考えています。現在、県内には、間伐の必要な 16～60 年生の森林が約 6 万 ha あると見込んでおり、これらを優先的に間伐する計画としております。
5	「道路沿いや集落周辺、河川沿いを重点的に実施」とあるが、そもそも、こういう分けは必要なのであるでしょうか。森林整備は面的な整備が必要だと思うが、これでは虫食い状になってしまわないか？それはすなわち森林整備の遅れを意味し、最終的に皆が苦しい思いをする。	防災・減災の観点から、道路沿いや集落周辺、河川沿いの間伐を重点的に実施します。事業実施にあたっては、事業効果を高めるための一体的な整備を検討します。
6	伐採木の整理をやめて欲しい。下に道路や民家がある場合は伐採木をある程度整理することは必要だと思うが、特に奥地などの下に何も無い場所では整理する必要がない。また、「下層植生の進入促進」とあるが、はたして伐採木を整理することで下層植生の進入促進ができるのかは疑問。伐採木の整理をやめ、伐採面積を増加させたほうが、明らかに下層植生の進入促進を図ることができる。	御意見の趣旨については、今後の施策を進めていく上での参考とさせていただきます。
7	国民病であり、なおかつ経済的損失があると言われている、花粉症の撲滅のために花粉症対策の苗木の植栽を、最優先課題として取り組むべき。	御意見のとおり、「次世代森林育成事業」で花粉症対策苗木の植栽を進めていきます。

番号	意見の概要	県の考え方
8	<p>「次世代森林育成事業」について、主伐に対する補助と主伐後の植栽・獣害対策・下刈り・除伐におけるさらなる支援を要望する。</p>	<p>主伐は、伐採による収益を期待した林業活動であることから、森林の公益的機能の維持増進を目的とした本事業の対象にはなじまないものと考えます。主伐後の植栽・獣害対策・下刈り・除伐への支援については、標準的な経費を定額で支援することとします。</p>
9	<p>獣害対策については、苗木への害だけではなく、住宅地や耕作地への害も念頭に置き、竹林の拡大防止、針葉樹の制限、エサとなる広葉樹の植林を進めることを要望する。</p>	<p>住宅地や耕作地への獣害については、それぞれの所管部局において対策が進められているところです。</p> <p>手入れの遅れているスギ・ヒノキ人工林の間伐を、県が主体となって進め、自然植生の導入を図り針広混交林に誘導するなど、森林が持つ水源かん養や災害防止、生物多様性などの公益的機能を適切に発揮させることを目指してまいります。</p>
10	<p>林業活動では整備が困難な森林において、安全かつ効率的に間伐を進めるために、「森林整備技術者養成事業」の継続を要望する。</p>	<p>人材育成・担い手の確保は、県に譲与される森林環境譲与税を財源とした事業で実施します。</p>
11	<p>森林整備作業中の事故防止のためにも、技術者養成研修を継続するとともに、参加要件の緩和を要望する。</p>	<p>人材育成・担い手の確保は、県に譲与される森林環境譲与税を財源とした事業で実施します。</p>
12	<p>森林整備工事費用は工事を請ける事業体に潤沢にあるはずなのに、実際に伐採を行う作業員には、安全対策に十分なコスト（費用・時間）を掛けられるだけの賃金が支払われていない。</p>	<p>県としては、工事費用を適切に積算しているところであり、安全対策については、「林務関係森林整備工事標準仕様書」において、請負者の安全確保義務が定められていることから、請負者に対して指導を徹底していきます。</p>

番号	意見の概要	県の考え方
13	<p>「枯損木の発生が著しい里山林」との記述があるが、森林は植生遷移により樹種が移り変わっていくものなので、枯損木が発生するのは当たり前。里山林が人から放置されて荒れるという理論は誤りである。枯損木があるから、放置されているからという理由ではなく、人が特に出入りすることが多い場合、道路や民家に木が覆い被さっている場合など特別な理由があるから整備するという方針にするべき。</p>	<p>今後は、里山林整備については、地域住民等の保全・活用が計画されている森林を対象に行います。</p> <p>御指摘の道路沿い、集落周辺の里山林については、防災・減災の観点から、必要な箇所において人工林整備と一体的に行うことを検討します。</p>
14	<p>里山は放置されても、公益的機能は低下しない。なんとなく人間から見ると、荒れているように見えるだけ。人工林の整備のほうがずっと大事。</p>	<p>御意見の趣旨については、今後の施策を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
15	<p>美しい並木道再生事業のみではなく、国・県道の低木植栽の植替えにも使えるようにしていただきたい。</p>	<p>公有地における低木植栽のみの植替えについては、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業の県民参加緑づくり事業の助成対象となり得る場合があります。</p>
16	<p>大きくなり過ぎた樹木、街路にふさわしくない樹木等で維持管理に非常に困っている。植え替えることを前提とした緑化の補助をしていただきたい。</p>	<p>大きくなり過ぎた樹木等の植替えについては、あいち森と緑づくり都市緑化推進事業の県民参加緑づくり事業の助成対象となり得る場合があります。</p> <p>美しい並木道再生事業については、その地域の顔となる美しい並木道へと再生する事業であるため、沿道または近隣に公共施設を有する市町村道及び県道のうち、街路樹の植え替え、植樹柵の改修、土壌改良、歩道の透水性舗装等に対する事業に対して助成します。ただし具体的な内容については、今後の要綱改訂等の取組みの中で今後検討していきたいと考えています。</p>

番号	意見の概要	県の考え方
17	<p>県管理の街路樹の状態が悪いため、県有地の緑化にも進めてみてはどうだろうか。</p>	<p>市や NPO 等が行う県有地の緑化に対しては、あいち都市緑化推進事業の身近な緑づくり事業、美しい並木道再生事業及び県民参加緑づくり事業の助成対象となり得る場合があります。</p>
18	<p>土留めについて：現在高さ 20cm 程度で園路・植栽基盤を支えるものに限るとあるが、高さの見直し（50cm 程度）や条件の緩和をしていただきたい。</p>	<p>御意見の趣旨については、今後のあいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金交付要綱等の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
19	<p>緑の街並み推進事業で、集合住宅や工場等は良いが、個人宅の補助については上限を下げるべきである。一部の裕福な人が得をするような事業は見直す必要があると思う。</p>	<p>御意見の趣旨については、今後のあいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金交付要綱等の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
20	<p>県民参加緑づくり事業の交付金上限を引き上げていただきたい。</p>	<p>御意見の趣旨については、今後のあいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金交付要綱等の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
21	<p>美しい並木道以外の事業において、撤去費・処分費等を今後対象としていただきたい。</p>	<p>御意見の趣旨については、今後のあいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金交付要綱等の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
22	<p>防根シートやツリーサークル等、根上がり防止や樹木保全の観点から、補助対象経費としてみていただきたい。</p>	<p>御意見の趣旨については、今後のあいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金交付要綱等の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>

番号	意見の概要	県の考え方
23	身近な緑づくり事業の合計面積 100 m ² 以上に緩和していただきたい。	御意見の趣旨については、今後のあいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金交付要綱等の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
24	1 か所あたり最低面積を廃止または、30 m ² くらいまでにしてほしい。又は、同一敷地内なら連続しているものとしていただきたい。	御意見の趣旨については、今後のあいち森と緑づくり都市緑化推進事業交付金交付要綱等の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。
25	猛暑対策として、放射熱を帯びた熱風を避ける「防風林」のような緑地帯をつくってほしい。また、この緑地帯に災害防止や避難所、公園としてのレクリエーション機能を持たせてほしい。	御意見の趣旨については、今後の施策を進めていく上での参考とさせていただきます。
26	「藤前干潟」の活動は、環境活動・学習事業の助成を受け、生物多様性の保全や生態系豊かな河川環境を創造することができた。今後も事業を継続してほしい。	次期計画においても、生物多様性や生態系の保全を通じた森と緑づくりやそれらを社会全体で支えるという気運の醸成に資する取組を支援する事業計画としております。
27	今回の計画が、国連が進める「持続可能な開発目標 (SDGs)」の「目標 15：陸の豊かさを守ろう」の一環としての施策であることを示すことが望まれる。	本事業は、森林・里山林・都市の緑が持つ公益的機能を持続的、効果的に発揮させ、次世代に引き継いでいくことを目的にしており、「持続可能な開発目標(SDGs)」の理念、考え方にも沿った施策となっております。なお、本事業は、SDGs のみならず、他の国際目標や国際公約等にも対応する施策であることから、個別の記述については割愛いたします。

番号	意見の概要	県の考え方
28	<p>木材は、見た目、温かみがある自然素材であるが、一方で、痛みやすいという短所もある。折角、木材の良さを感じて初めて利用しても、維持していくために費用が嵩み、負担に感じるようでは、継続して利用してもらいにくいことから、木材を利用した施設等の修繕等にも支援策があると良いと思う。</p>	<p>御意見の趣旨については、今後の施策を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>
29	<p>木質バイオマス発電の取り組みの導入などエネルギーの創出や、観光資源としての「森づくり」「緑化政策」により、短期的なスパンで地域の利益を生み出しながら発展させていくことを検討してはどうか。</p>	<p>御意見の趣旨については、今後の施策を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>